

1 はじめに



新型コロナウイルス感染症が、学校の教育活動に大きな影響を及ぼし、なかなか先が見通せない日々が続いています。そんな不安な日々の中、各学校においては、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びの保障を目指し、懸命な取組がなされています。

文部科学省では、全国の各学校に対し、令和2年5月15日初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」において、臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することや、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することが考えられる旨、示しました。

そしてその際の留意事項を、令和2年7月17日初等中等教育局教育課程課長通知「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について(第2報)」で示しています。

そこで本稿では、家庭分野の授業における学習活動の重点化に係る留意事項について述べるものとします。

2 各教科等に共通の考え方

(1) 主たる教材である教科書等の確認

臨時休業及び分散登校の長期化などにより本年度の授業時数が限られています。その状況の中で、学習指導要領に規定されている内容を再度よく確認することが大切です。そして、それを効果的に指導するために、主たる教材である教科書及び教科書と併用できる教材について、授業で取り上げるべき箇所を確認することが重要です。

なお、教科書における発展的な学習内容は、生徒の理解や習熟の程度に応じて必要に応じ学習するものなので、必ずしも全ての生徒が学習しなければならない内容ではないことに留意します。

(2) 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動

学校の授業以外の場で取り扱う学習活動については、授業において十分に事前指導を行った上で取り組ませます。また、生徒一人一人の授業外での学習状況を適切な方法により把握して、その後の指導の改善等に生かしていくことが大切です。

(3) 指導計画について

指導計画の作成に当たっては、教科等や学習活動の特性に応じて、学校の授業以外の場で取り扱う学習活動と学校における授業との関連や、指導順序の変更を行う際の題材などの内容のまとまりについて十分配慮することが重要です。

なお、教科書発行者の協力を得て、教科書の取扱いについて、授業以外の場において取り扱うことが考えられる学習活動等を具体的に示していただいているので参考にしてください。

「学校の新しい生活様式」を受けての指導

文部科学省 教科調査官
国立教育政策研究所 教育課程調査官

丸山 早苗



(4)次学年又は次々学年への指導内容の移行

次学年又は次々学年への指導内容の移行を行う場合には、内容の系統性や関連性を踏まえてあらかじめ検討を行い、次学年又は次々学年の教育課程も含めて計画的な編成・実施がなされることが必要です。その際、令和3年度から新学習指導要領が全面実施されることに留意することが大切です。

3 家庭分野における学習活動の重点化に係る留意事項

(1)製作、調理等の実習の指導について

製作、調理等の実習の指導においては、実習室の用具や機器、設備などを使用しなければ学習内容の理解や技能の習得を図ることが困難な学習活動については、学校の授業で取り扱うことが望ましい。

例えば「生活を豊かにするための布を用いた製作」では、ミシンやアイロン等を使用する場合があります。その際、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（2020.8.6.ver.3）文部科学省（以下「衛生管理マニュアル」）を確認し、生徒が長時間対面形式となることを避けるために、十分な作業スペースを確保したり、用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行ったりすることが大切です。また、できるだけ個人の裁縫用具や教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしないよう十分な配慮が必要です。

調理実習については、感染状況に応じて、年間指導計画の中で指導順序を変更した上で、学校の授業で取り扱うことが望ましい。

生徒同士が近距離で活動する調理実習については、衛生管理マニュアルの中で「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動」として示されています。したがって、まず、所在する地域の感染レベルの状況を確認することが大切です。その上で、衛生管理マニュアルに従って、所在する地域がレベル1地域の場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行った上で実施することを検討します。所在する地域が感染レベル3の場合は、「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高いことから、行わないようにする」とあるので当分の間行いません。そのため、年間指導計画の中で指導順序を変更することが必要となります。また、調理実習が実施できるようになる時期については、地域における感染状況及び感染対策を踏まえて判断されるべきものと考えています。学校においては感染状況及び感染症対策を踏まえて実施時期を調整したり、配当時間数や関連する指導事項の組み合わせを工夫し題材構成を見直したりするなど、指導方法等の工夫・改善が可能かどうか検討することが大切です。

(2)見学・調査・実習等の郊外で実施する学習の指導

見学・調査・実習等の校外で実施する学習の指導において、感染予防の観点から見学・調査等が実施できず、視聴覚教材の活用やロールプレイング等の活動をしなければ学習の理解を図ることが困難な学習活動については、学校の授業で取り扱うことが望ましい。

身近な幼児と幼児に関わる人々の観察や幼児との触れ合いなど校外での直接的な体験が難しいと考えられます。したがって、視聴覚教材の活用やロールプレイング等の学習活動を工夫し、学校の授業で取り扱うようにすることが望ましいです。

(3)学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる学習活動

生徒が教科書の記述や家庭生活の様子を確認し自分の考えをまとめたり、実習等の計画を立案したり、自分なりに気付いたことをまとめたりする活動については、学校の授業での指導と適切に関連付けた上で、学校の授業以外の場で取り扱うことが考えられる。

授業の終末で行っている自分の考えをまとめる振り返り、授業での実習のポイントを確認した後の計画立案など、本来は授業の中で行うべき学習内容を学校の授業以外の場で行う場合は、どのような考えのもと取り扱うこととするのか、どのように評価するのか等について生徒や保護者に説明しておくことが大切です。また、学校の授業以外の場で行った学習の状況について確認する場を設けるなど、生徒の学習状況・成果を丁寧に把握することが大切です。さらに、学習内容の定着が不十分な生徒に対しては個別に指導を行う等の配慮も必要となります。

4 おわりに



新型コロナウイルス感染症は学校や先生方が社会にとってどれだけ大きく、そして、重要な存在であるかということ、日本中の多くの方々に改めて感じさせたと思います。学校での元気な生徒の笑顔はやはり先生方の力、学校があってこそだと思っています。予測困難な状況ではありますが、ぜひこの難局を子供や家庭と共に乗り越えていただきたいと思います。御多忙とは存じますがよろしくお願いたします。

